志保運第１号

平成２７年１月２９日

 志木市長　　香　川　　武　文　様

志木市国民健康保険運営協議会

会　　長　　　小　山　博　久

　　　志木市国民健康保険事業の運営について（答申）

　平成２７年１月２６日付け、志健第２５８号で諮問のあった件については、別記のとおり答申いたします。

記

国民健康保険課税限度額の改定については、今後の国民健康保険事業の運営上必要であると認め、次のとおり承認します。

１．国民健康保険課税限度額の改定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現　　　行 | 改　　　定 |
| 基礎課税額分 | ４７万円 | ５１万円 |
| 後期高齢者支援分 | １２万円 | １４万円 |
| 介護納付金分 | １０万円 | １２万円 |
| 合　　　　計 | ６９万円 | ７７万円 |

２．附帯事項

　国民健康保険の健全な運営の確保及び保険制度の継続性を図るため、次の措置を講じられるよう意見を附する。

１）国では、脆弱な財政基盤という国保制度の構造問題や医療費の動向を踏ま　え、これまでも課税限度額を改定しその額を引き上げてきているが、当市の現行額は、法定限度額に相当の乖離が生じている。

　　このことから、課税限度額の引き上げにあっては、当市の医療費の動向はもとより、国保財政等を十分精査し、改定額が一度に過度の引き上げ額とならないよう配慮すること。

２）市民目線に立って、改定理由を市民にわかりやすく、理解と協力が得られるよう周知を図ること。

３）諮問内容に鑑み、適切な時期に早めに諮問すること。